

住宅地区改良事業・小規模住宅地区改良事業の概要

事業名	住宅地区改良事業	小規模住宅地区改良事業
根拠法令等	住宅地区改良法	小規模住宅地区等改良事業制度要綱
目的	不良住宅が密集する地区の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進する。	不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する。
施行者	地方公共団体	地方公共団体
対象地域	不良住宅が密集する地区	不良住宅が集合する地区
地区要件	(1) 面積 0.15ha 以上 (2) 不良住宅戸数 50 戸以上 (3) 不良住宅率 80%以上 (4) 住宅密度 80 戸/ha 以上 (公共用地を除く)	次の(1)～(3)のいずれかに掲げる土地の区域 (1) 不良住宅戸数 15 戸以上かつ不良住宅率 50%以上 (2) 不良住宅戸数 5 戸以上かつ不良住宅率 50%以上(過疎地域における激甚災害又は過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた場合に限る) (3) 産炭等地域又は過疎地域(不良住宅の除却を行う場合に限る)
事業内容	(1) 不良住宅の買収除却 (2) 公共施設、地区施設の整備 (3) 改良住宅の整備 等	(1) 不良住宅の買収除却 (2) 公共施設、地区施設の整備 (3) 改良住宅の整備 等
補助内容 []内は補助率	(1) 不良住宅の買収除却費 [1/2] (2) 公共施設、地区施設の整備に要する費用 [2/3] (3) 改良住宅(賃貸)整備費 [2/3] (4) 改良住宅用地取得造成費 [2/3] (5) 一時収容施設設置費 [1/2] (6) 改良住宅(分譲)の調査設計費計画費 [1/3 ^{*1}] (7) 改良住宅(分譲)・借上改良住宅の共同施設整備費 [1/3 ^{*1}] (8) 定期借地権付き改良住宅(分譲)の敷地整備費 [2/3 ^{*2}] (9) 津波避難施設及び防災関連施設の整備 [2/3] ※1 住民と共同して分譲改良住宅の整備計画を作成する民間事業者等も含む。 ※2 民間事業者等も含む。	(1) 不良住宅の買収除却費 [1/2(跡地非公共は 1/3)] (2) 公共施設、地区施設の整備に要する費用 [1/2] (3) 改良住宅(賃貸)整備費 [2/3] (4) 改良住宅用地取得造成費 [1/2] (5) 一時収容施設設置費 [1/3] (6) 改良住宅(分譲)の調査設計費計画費 [1/3 ^{*1}] (7) 改良住宅(分譲)・借上改良住宅の共同施設整備費 [1/3 ^{*1}] (8) 定期借地権付き改良住宅(分譲)の敷地整備費 [1/2 ^{*2}] (9) 津波避難施設及び防災関連施設の整備 [1/2] ※1 住民と共同して分譲改良住宅の整備計画を作成する民間事業者等も含む。 ※2 民間事業者等も含む。
制度創設年	昭和 35 年度	平成 9 年度
国土交通省所管	住宅局住環境整備室	住宅局住環境整備室
備考		平成 13 年度末までに事業計画の承認を受けた小規模住宅地区改良事業については、従前の事業の規定がなおその効力を有するものとする。